

恵泉女学園大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 恵泉女学園大学大学院（以下「本大学院」という。）は、福音主義キリスト教の信仰に立つ本学園の建学の理念に基づき、高度の専門の学術に関して、その研究方法、理論及び応用を教授研究し、もって真理と平和を愛し、国際的視野に立って、文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献できる者を育成することを目的とする。

(研究科の目的)

第1条の2 人文学研究科においては、言語学・文化学・地域研究などを中心的な学問分野とし、国際社会における文化事情を通して、文化交流の本質について理解することを目的とする。また日本語教育や日本文化に関する高度な専門知識の習得を目指すほか、今日的な課題とされている国際交流における文化衝突や文化摩擦の問題に関する高度な専門知識を有した人材の養成を目的とする。

2 平和学研究科においては、近年の国際情勢をはじめとする社会環境の変化の中で、国際紛争や経済格差、環境破壊などの国際問題が急速に進展しており、特に、国際社会における社会事情への理解と国際的な感覚を身につけた国際市民の養成が求められていることから、社会学を研究対象とする中心的な学問分野として据え、国際社会や国際事情に関する高度な専門知識を有した人材の養成を目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本大学院設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動の改善、充実に努める。

2 前項の点検及び評価の結果についてはこれを公表すると共に、本大学教職員以外の者による検証を行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

2 前項の研修及び研究を行うにあたっての実施体制等については、別に定める。

(課程及び修業年限等)

第3条 本大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(課程の目的)

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

(在学期間)

第5条 修士課程の在学期間は、4年を超えることができない。

(研究科及び専攻)

第6条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

人文学研究科 文化共生専攻 (修士課程)

平和学研究科 平和学専攻 (修士課程)

(学生及び収容定員)

第7条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
人文学研究科	文化共生専攻 (修士課程)	5名	10名
平和学研究科	平和学専攻 (修士課程)	7名	14名

第2章 研究指導、授業科目及び履修方法等

(教育方針)

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行なうものとする。

(授業科目及び単位数)

第9条 研究科の授業科目及び修得する単位数は、別表第1のとおりとする。

(授業科目の履修方法)

第10条 修士課程においては、2年以上在学し、専攻科目について30単位以上を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 学生が入学前に大学院において修得した単位については、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第12条 本大学院は、教育研究上有益であると認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他の大学院等」という。)と協議の上、学生が当該他の大学院等において授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 第1項及び第2項の規定は、第26条の規定による留学の場合に準用する。

(単位の認定)

第13条 履修授業科目の単位の認定は、試験によって行う。

2 成績の評価は、AA、A、B、C、Fをもって表し、AA、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。また、合格、不合格をもって表すこともできる。合格した科目については単位を与える。

第3章 課程の修了及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第14条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りる。

(最終試験)

第15条 最終試験は、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、修士の学位申請論文を提出した者について、原則として課程修了予定年次の後期に行うものとする。

(課程修了の認定)

第16条 修士課程の修了の認定は、研究科委員会が行う。

(学位)

第17条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

人文学研究科 文化共生専攻 修士課程 修士(文化共生)

平和学研究科 平和学専攻 修士課程 修士(平和学)

2 学位の授与に関する規則は、別に定める。

第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年及び学期)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第19条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第20条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 恵泉女学園創立記念日 11月2日
- (4) 夏季休業日 8月1日から9月10日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (6) 春季休業日 3月20日から3月31日まで

2 必要がある場合においては、学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

第5章 入学、留学、休学、転入学及び退学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科委員会が十分な理由があると認めたときには、教育上支障がない限り、学期の始めとすることができます。

(修士課程の入学資格)

第22条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 修学年限4年以上の大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (6) その他研究科委員会において、修業年限4年以上の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第23条 入学を志願する者は、本大学院所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学の選考)

第24条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第25条 前条の選考の結果につき入学を許可された者は、所定の期日までに、身元保証書その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金その他の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(留学)

第26条 学生は、研究科委員会の承認を得て、外国の大学院等に留学することができる。

2 留学の期間は、1年とする。

3 前項の留学の期間は、第5条の在学期間に含まれるものとする。

4 留学した大学院において修得した単位については、第12条第1項及び第2項の規定を準用する。

(休学)

第27条 健康上その他やむを得ない事由により修学できないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 健康上の事由のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休

学を命ずることができる。

(休学期間)

第28条 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学の期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転入学)

第30条 他の大学院の学生が本大学院に転入学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上、学長が許可することがある。

(退学)

第31条 退学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第32条 本大学院を退学した者が再入学を願い出た場合は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 前項の場合、退学前に取得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数について、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

3 本条の規程により再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、4年を超えることができない。

4 再入学に必要な手続きは、別に定める。

(除籍)

第33条 学長は、学生が次の各号の一に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、除籍する。

(1) 第5条に定める在学期間を超えた場合

(2) 第28条に定める休学期間を超えてなお修学できない場合

(3) 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない場合

(4) 長期間にわたり行方不明の場合

第6章 科目等履修生、研究生、委託研究生、聴講生、留学生

(科目等履修生)

第34条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科委員会の定めるところにより、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第35条 本大学院の学生以外の者で、本大学院において特定の事項について研究を行う

ことを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託研究生)

第36条 官公庁、外国政府、大学、研究機関、団体、その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、研究科委員会の議を経て、委託研究生としてこれを許可することがある。

2 委託研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第37条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(留学生)

第38条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは選考のうえ、留学生として入学を許可することがある。

2 留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 授業料等学納金

(授業料等学納金)

第39条 入学検定料及び入学金、授業料等の学納金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(納入方法)

第40条 学納金の納入方法及び納入期限については、別に定める。

(在籍料)

第41条 休学をする者は、各学期ごとに所定の授業料の2分の1を、在籍料として納入しなければならない。

第42条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(実験実習及びその他の費用の納付)

第43条 入学金、授業料のほか、施設設備費、教育充実費、施設維持費を納付するものとする。

2 前項に規定する納付金の金額、納付に必要な手続等については、別に定める。

(納付した授業料)

第44条 納付した授業料等学納金は、原則として返付しない。

第8章 教員及び教員組織

(研究科担当教員)

第45条 本大学院における授業及び研究指導は、恵泉女子大学（以下「本大学」という。）の一定数の教員がこれを担当する。

2 研究科に研究科長を置く。研究科長は、本大学院における授業及び研究指導を行う教授をもって充てる。研究科長は、研究科委員会の推薦に基づき、学長が任命する。

(研究科委員会)

第46条 研究科に研究科委員会を置き、その研究科に所属する専任教員をもって組織する。

2 研究科委員会の委員長は、研究科長をもって充てる。

3 研究科委員会は、研究科委員長が必要と認めた場合又は3分の2以上の委員の請求があつたときに開催される。

(研究科委員会の審議事項)

第47条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科担当教員の審査に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 試験及び学位審査に関する事項
- (4) 学生の入学、留学、休学、転学、退学及び賞罰に関する事項
- (5) 科目等履修生に関する事項
- (6) その他の研究科に関する事項
- (7) その他本大学院に関する重要事項

(事務組織)

第48条 本大学院に関する事務の執行は、本大学の事務局がこれにあたる。

第9章 研究施設

第49条 本大学院に学生研究室を置く。

2 本大学の施設は、本大学院の学生もこれを使用することができる。

第10章 厚生保健施設

第50条 本大学の厚生保健施設は、本大学院の学生もこれを使用することができる。

第11章 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があつた者は、研究科委員会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第52条 本大学院の学則に違反し、又は学生としての本文に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 雜則

第53条 この学則に定められていない事項については、研究科委員会の定めるところによる。

附 則

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年9月21日から施行する。

附 則

1 この学則は、2009年4月1日から施行する。

2 2008年度以前に人間社会学研究科に入学した学生は、従前の学則によるが、別表(1)の授業科目のうちの一部については履修できるものとする。

該当科目、履修方法等については別に定める。

3 2009年4月から人間社会学研究科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止するものとする。

4 2009年度から2010年度において、平和学研究科の収容定員は第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平和学研究科 平和学専攻

年度	入学定員	収容定員
2009	7名	7名
2010	7名	14名

別表第1(第9条関係)

(人文学研究科文化共生専攻(修士課程))

授業科目	必修 単位数	選択 単位数	備考
日本語教育研究		2	選択必修 4単位
日本語教育研究		2	
文化交流研究		2	
文化交流研究		2	
日本語構造特論(文法論)		2	選択必修 12単位以上
日本語構造特論(統語論)		2	
日本語教育特論(教育方法論)		2	
日本語教育特論(対照言語学特論)		2	
日本文化特論		2	
日本文学特論		2	
日本語教育実習		2	
文化交流特論(欧米地域圏)		2	
文化交流特論(アジア地域圏)		2	
宗教文化特論		2	
ジェンダー文化特論		2	選択必修 6単位以上
マイノリティ文化特論		2	
文化交流課題研究		2	
言語文化論		2	
第二言語習得論		2	
地域文化史研究		2	
地域社会史研究		2	
実践英語研究		2	
文化共生特殊研究	8		必修8単位

別表第1(第9条関係)

(平和学研究科平和学専攻(修士課程))

授業科目	必修 単位数	選択 単位数	備考
平和学研究	2		必修4単位
平和学研究	2		
平和構築論		2	選択必修 10単位以上
グローバルガバナンス論		2	
多民族共生論		2	
市民社会活動(NGO)論		2	
公的援助論		2	
国際農業論		2	
ジェンダー論		2	
国際社会論		2	
環境と社会		2	
宗教と平和		2	
東南アジア地域研究		2	選択必修 2単位以上
東アジア地域研究		2	
西アジア・中東地域研究		2	
南アジア地域研究		2	
平和実践研究		2	選択必修 6単位以上
平和実践研究		2	
フィールド調査法		2	
フィールド調査法		2	
実践英語研究		2	
フィールドスタディ		2	
フィールドスタディ		2	
平和学特殊研究	8		必修8単位

別表第2(第39条関係)

	本学卒業生	外部大学卒業生
検定料	35,000円	35,000円
入学金(入学時)	0円	175,000円
授業料(年2回分納)	690,000円	690,000円
施設設備費	50,000円	100,000円
施設維持費	30,000円	30,000円
実験実習費	30,000円	30,000円
合計	835,000円	1,060,000円